

2005. 9. 29 第6号



地域づくりコミュニケーション
— 農村振興局メールマガジン —

農林水産省農村振興局



◆◆ 目次 ◆◆

- 農村における資源保全施策について（その6）
 - ◆ 有識者検討会における議論（第2回）
 - ◆ 平成18年度予算概算要求について

- 美しい農村景観の保全・形成について（その1）
 - ◆ 水とみどりの「美の里」プラン21

- 元気な地域づくり交付金について（その6）
 - ◆ 平成18年度予算概算要求について
 - （1）都市農業、グリーン・ツーリズムの推進
 - （2）集落機能の維持・再生

- 農村における資源保全施策について（その6）

前回は、「農地・農業用水等の資源保全施策検討会」の現地調査についてご紹介させて頂きました。今回は、「第2回農地・農業用水等の資源保全施策検討会」と「平成18年度の予算概算要求」についてご紹介させていただきます。

- ◆ 有識者検討会における議論（第2回）

「第2回農地・農業用水等の資源保全検討会」
8月30日に開催された第2回検討会では、全国約400地区で実施している資源保全実態調査の中間報告と新たな施策の仕組み等について説明が行われました。

調査の中間報告では、調査対象地区での高齢化・混住化が進行していること

があらためて確認されたことや、水路や農道等の資源の量とその保全にかかる労力が水田と畑によって異なること、農家以外の方が共同活動に参加する割合は約2割あること、非農家や営農関係以外の団体（町内会・老人会・子供会等）の活動への参加意欲が高いこと、等が紹介されました。

また、施策の仕組みについては、委員から、「担い手への農地の集積に向け、現状の構造を固定するものにならないよう整理が必要」、「過疎化が進んでいる地域は特に厳しい状況であり、これから農業をやりたいと考えている団塊の世代や若い世代等をうまく巻き込んでいくことが大事」、「各地域で組織を立ち上げる際に、地域をサポートする体制についても視野に入れる必要がある」といった意見が出され、活発な議論が行われました。

10月下旬に予定されている第3回検討会においても、どのような資源保全施策を講じていくべきか更に議論を深めていくこととしています。

（参考：第2回農地・農業用水等の資源保全施策検討会）

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/nouson_sinkou/yousui/02/itiran.html

◆ 平成18年度予算概算要求（資源保全施策）

平成18年度においては、資源保全活動を行うモデル的な体制を全国各地につくり、実際の活動に対する支援を実験的に行うことを予定しており、このための予算を要求しているところです。詳しくは下記のサイトをご覧ください。

（参考：平成18年度農林水産予算概算要求の概要）

<http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kessan/h18/yokyu/index.html>

（農地・水・環境の保全向上施策の構築へ向けた取組）

引き続き、今後の調査・検討状況を皆様へお知らせするとともに、各地域からの声を参考にしたいと考えておりますので、ご意見等をお待ちしております。

■ 美しい農村景観の保全・形成について（その1）

◆ 水とみどりの「美の里」プラン21

本号から、農村景観に関しても皆様との対話を進めていきたいと思います。

農村の景観はこれまでありふれたものとしてあまり意識されてこなかったのではないのでしょうか。棚田については以前から注目され保全活動が年々盛んになっていますが、一般の水田の風景や集落のたたずまいについては、保全して

いく対象としてはあまり認識されてこなかったと思います。

昨年の6月の「景観法」制定を契機に、景観に対するシンポジウム等が各地で行われています。このようなイベントでは、身近な田園風景の美しさが大変高く評価されているのが通例です。特別な景勝地でなくても景観として保全していく考えが広がりつつあり、これからも、日常のごく一般的な農村景観に対する評価は高まっていくのではないかと考えます。

一方、景観の保全は地域全体として取り組む必要があり、景観に対する地域の関心を高めていく必要がありますが、急に景観を考えようとしても難しいのではと思います。

本メルマガでは、農林水産省の農村景観の保全・形成に向けた取り組みを順次紹介しながら、地域の取組の参考となるような話題提供にも努めていきたいと思っています。

先ず、農山漁村の景観形成に向けた総合的な政策パッケージとして平成15年9月に公表した「水とみどりの美の里プラン21」を紹介します。「美の里プラン21」では、農村では活力ある農業が展開されて魅力ある景観が形成されていること、水、土、緑といった地域資源が大きなウェイトを占めてその保全・活用が重要であることなど、都市とは異なった留意点を示すとともに、農林水産関連事業の景観配慮の原則化や、地域の魅力となる個性についての地域住民の合意形成、意識改革の重要性などを盛り込んでいます

(詳細は <http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/bi21/top.htm> 参照)。

農村景観の保全・形成の主役はいうまでもなく地域の皆様です。「美の里プラン21」に示された地域の景観に対する意識の高揚に向け、農林水産省としてコンクール開催等の様々な推奨策を講じているところであり、次回ご紹介することと致します。

皆様からの農村景観の保全・形成に関してのご意見、ご質問、あるいは実際の活動の紹介をお待ちしています。(続く)。

■ 元気な地域づくり交付金について(その6)

◆ 平成18年度予算概算要求のご紹介

これまで「元気な地域づくり交付金」の制度紹介をしてきましたが、今回は新たな制度拡充に向けて現在要求を行っている主な内容についてご紹介致します。

(1) 都市農業、グリーン・ツーリズムの推進

農山漁村地域においては、都市農村交流を通じて地域の活性化を図る取組が拡大しています。一方で、都市住民の間でも日本の原風景とも言える農山漁村

を訪れ、これまでの観光旅行にはない出会いや体験をしたいと考える人も多くなっています。さらに、間もなく定年を迎える団塊の世代の方達の中には、第二の人生を農山漁村において農との触れ合いを持ちながら過ごしたいと考える人が多いとの調査結果もみられます。

このように都市、農山漁村の双方で交流に対するニーズは高いものの、いざ、農山漁村に行こうとすると、なかなか行きたいと思うような交流先の情報がみつからず、結果として、行かなかったという残念な状況も多くみられるところです。

そこで、平成18年度概算要求においては、前述のような都市側のニーズと農山漁村側の情報発信のミスマッチを解消するため、グリーン・ツーリズムフェアの開催やそのフォローアップ活動として都市住民の移動を円滑化するための支援などに取り組めるよう、元気な地域づくり交付金の事業内容の拡充を要求しています。

例えば、民間団体が東京や大阪など大都市圏で開催するグリーン・ツーリズムの全国フェアに、県や県内のグリーン・ツーリズムに取り組む市町村が参加して、取組を紹介する場合、その経費の1/2相当を定額で補助できるようにしたいと考えています。また、ある県が県内の市町村を集めて、県庁所在地などで同様のフェアを開催するための経費も対象にしたいと考えています。

また、そのフェアを訪れ、実際に現地を訪れたいという都市住民の方々を対象として、主要拠点駅から交流体験などができる現地までバスをチャーターしたりするための経費についても、その1/2相当を定額で補助できるようにしたいと考えています。

また、ハード面の支援としては、団塊の世代の方達が、田舎に定住する準備段階として、滞在型の市民農園において農的な暮らしや、地域の人々との交流ができるように、これまでも市町村などによる滞在型市民農園の整備に対して支援を行ってきたところです。来年度予算においては、より実際の定住ライフに近い形で準備期間を過ごせるよう、市町村が既にある空き家を改修して、貸し付ける場合も支援の対象としたいと考えています。

さらに、元気な地域づくり交付金においては、事業内容には明記されていない地域提案型のメニューについても、引き続き、支援対象としていますので、是非、地域で様々な取組を検討していただき、積極的に事業を活用していただくようお願いいたします。

(2) 集落機能の維持・再生

2007年より、都市部を中心に約700万人の団塊の世代のリタイアが始まりますが、これら世代の多くの方々は、田舎暮らしや農ある暮らしに関心が

高く、また、NPO・ボランティア活動などにも積極的に参加したいとの意向を持っているようであります。

農村では過疎化・高齢化が進む中で、今後、地域の活性化を図っていくためには、このような情勢をとらえ、都市との交流にとどまらず、これら世代をはじめとした都市住民の長期滞在や定住などの積極的な受け入れを行い、集落活動や地域おこし活動、産業活動などの地域活動に参画していただくことが必要ではないかと考えております。

しかしながら、都市住民の方々が田舎暮らしをするに当たっては、「どこで田舎暮らしの情報が提供されているかわからない」、「空き家の情報やどのような暮らしができるのかといった生活情報など欲しい情報が提供されていない」などの声もあり、都市住民の多様なニーズに必ずしも十分に対応できていない状況にあります。

このため、平成18年度予算において、都市住民の方々の農村への定住に向けた活動を支援するため、定住前の準備段階から定住後の活動まで総合的なサポートを行う地域の受入体制の整備を推進するための施策について概算要求を行っているところであります。

具体的には、都道府県、市町村、NPOなどが定住の促進に向けて、
○空き家や生活情報などの一元的な情報提供やきめ細やかな相談体制の構築
○田舎暮らし体験・交流活動、都市部での農村ライフセミナーの開催
○定住者の経験・能力を活かした地域活動への参画、農ある暮らしの実施を支援する体制整備
等のソフト活動を行う場合に、必要な経費のうち1/2以内を定額で交付するものであります。

(「農村への定住促進」に関する平成18年度予算概算要求については、
http://www.maff.go.jp/nouson/chiki/gt/teijyu_sokusin.pdf を参照)

本施策を活用していただき、多くの地域で定住者の受入体制の整備を進めていただくとともに、NPOふるさと回帰支援センターや全国新規就農相談センター等と連携して、田舎暮らしに関する一元的な情報発信が行われ、農村への定住が促進されることを期待しております。

なお、本施策については、今後具体的な内容を詰めていくこととなりますので、このような取組を支援対象として欲しい等、ご要望・ご質問があればご連絡ください。

「元気な地域づくり交付金」については、この他にも制度の拡充を要望しております。次号でも拡充要求について紹介したく存じます（続く）。

◆◇ 編集後記 ◇◆

第6号をお届けします。新たな施策を講じていくため来年度予算概算要求を行っており、今回から逐次ご紹介をさせていただきます。予算編成は財政当局と協議していくものですから、ご紹介したものが変更されることもあります。動きのあるところをいち早くご報告していきたいと思っております。皆様からのご意見があるとうれしく思います。

ご意見といえば、今回皆様からのご意見がなく回答はお休みとなりました。次回は回答したく思いますのでご協力をお願いします。

◆◇ ご意見をお寄せ下さい ◇◆

ご意見等ございましたら、下記編集発行先にファックス、またはメールにてお寄せ下さい。ご了解頂ければお名前も出させていただきます。双方向のコミュニケーションを進めていきたいと思っておりますので、農村振興に対するちょっとした疑問、あるいは感想も歓迎です。お待ちしております。

◆◇ 編集発行 ◇◆

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策課（担当）矢野

TEL:03-3502-0030 FAX:03-3595-6340 E-mail:nouson_mm@nm.maff.go.jp

無断転載はご遠慮願います。
